

仕 様 書

1 件名

プラスチック資源の選別・資源化業務委託（単価）

2 目的

本契約は、資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、台東区（以下「区」という。）が分別回収をしたプラスチック製容器包装、プラスチック使用製品、あわせ産廃プラスチック及びその他プラスチック等（以下「プラスチック資源」という。）の選別及び資源化を行う。

（１）プラスチック製容器包装

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）で対象としている容器包装のうち、プラスチック製のもの。

（２）プラスチック使用製品

プラスチックが使用されている製品。区では、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類で、すべてがプラスチックでできている製品をいう。（例：発泡スチロール、バケツ、CD・DVD のケース、ストロー、文房具、ハンガー、洗面器など）

（３）あわせ産廃プラスチック

プラスチック資源のうち、台東区一般廃棄物処理実施計画で規定した一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物であるプラスチックで、原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除き、袋に事業系有料ごみ処理券が貼付されているもの。（以下「あわせ産廃プラスチック」という。）

（４）その他プラスチック等

上記、（１）（２）のうち、食品残渣や生ごみなどの汚れが付着している等のプラスチック。上記（１）（２）に該当しないもの。（例：飲料やしょうゆなどのペットボトル、金属部品を含むプラスチックや明らかにプラスチックでない不適物など）

3 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4 契約方法

プラスチック資源1kgあたりの単価契約とする。

5 予定数量

合計 1,736,000kg

内訳	① プラスチック製容器包装	1,406,000kg
	② プラスチック使用製品	138,000kg
	③ あわせ産廃プラスチック	64,000kg
	④ その他プラスチック等	128,000kg

※上記は予定数量のため、実際の数量には増減が生じる場合がある。

6 受託者の要件

- (1) 区が回収したプラスチック資源を「7 履行場所」に示す自らが保有する処理施設において、適正かつ確実に計量、選別、処理することができること。
- (2) プラスチック資源の再資源化等については、受託者の責任をもって処理できる体制を確保すること。
- (3) 本事業を履行するうえで、必要な各種資格を有していること。
- (4) 受託者は、契約の際には、上記(1)、(2)及び(3)を証明する書類を提出すること。
 - (1)については、自社施設であることが判断できる登記簿謄本又は各種許可証を、
 - (2)については、再資源化等処理の方法、プラスチック資源の具体的なフロー図を、
 - (3)については、処理施設の設置許可証又は工場認定証等の写しを提出すること。

7 履行場所（引き渡し場所）

台東区松が谷3丁目1番1号から受け入れ施設までの走行距離が15km以内に所在する施設とする。

8 業務内容

区が回収したプラスチック資源を受領し、受託者の管理・負担の下、自ら保有する処理施設で選別を行う。選別の種類は以下の2種とし、それぞれ計量し区へ報告すること。

- ①プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品
- ②あわせ産廃プラスチック及びその他プラスチック等

選別後、①プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品は、容器包装リサイクル法で定める指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の規定に従い圧縮・梱包、保管及び指定された再商品化事業者へ引き渡しを行う。②あわせ産廃プラスチック及びその他プラスチック等は、受託者の責任において再資源化等を行う。

9 搬入等について

(1) 搬入物について

区内で発生したプラスチック資源

(2) 搬入方法

プラスチック資源の搬入は、清掃車（小型プレス車など）により区が委託した事業者が搬送・引き渡しを行う。なお、年末年始等の搬入については、区の回収日にあわせて別途協議を行う。

(3) 搬入日及び搬入時間

- ①プラスチック資源の搬入は、1日12回～16回程度を予定している。
- ②プラスチック資源の搬入時間は、収集作業日の8時から16時00分までとする。
- ③また、上記の搬入日及び搬入時間によらない場合は、別途協議とする。

(4) 計量について

- ①区が搬送したプラスチック資源は遅滞なく計量、点検すること。
- ②受託者は、計量伝票を交付し、控えは受託者が保管すること。
- ③他自治体から引き取ったプラスチック資源と混合して計量しないこと。
- ④受託者は、搬入時毎の引き取り量を記録すること。また、本委託業務に係る数量調査や、その

他調査の必要が生じた場合は、誠意をもってこれに協力すること。

(5) 処理方法

- ①搬入・計量後は、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品、あわせ産廃プラスチック及びその他プラスチック等の2種に選別し、それぞれ計量する。
- ②分別されたプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品は、受託者の圧縮梱包施設において上記の規定に従い圧縮・梱包すること。
- ③圧縮・梱包したプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品は、容器包装リサイクル法に基づく指定保管場所として、再商品化事業者と打ち合わせのうえ、引取があるまで保管すること。
- ④選別されたあわせ産廃プラスチック及びその他プラスチック等については、受託者の保有する処理施設で再資源化等を行う。
- ⑤搬入物・プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品梱包品（以下「べール品」という。）について、区が必要と認める場合には、受託者と協議の上、内容物調査を行うことができる。なお、調査の方法、費用負担、調査結果の取扱い等は区と協議の上決定する。
- ⑦選別時に回収不適物を発見した場合には区に報告すること。混入物の処分については、区と協議すること。

10 実績報告書

受託者は、各月の作業終了後、翌月の10日までに、以下の書類を区へ提出すること。

10日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

(1) 作業月報

作業日毎に以下の項目について記載すること。

- ①搬入量（kg表記とする）
- ②搬入回数
- ③搬入時刻

(2) 該当月分のプラスチック資源（選別後のプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品、あわせ産廃プラスチック及びその他プラスチック等）の数量報告書

(3) 搬入計量伝票

11 支払方法

実績報告書により委託業務の内容を確認した後、受託者の請求に基づき月毎に支払う。

12 従事者

- (1) 受託者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。
- (2) 受託者は、従事者に対して十分な教育を行い、事故等の発生を未然に防止すること。

13 機材等

受託者は、自らの費用負担において本業務に必要な機材を準備すること。

14 事前届出書類

受託者は、本業務を行うに際して、「業務着手届」「業務責任者届」「受入施設概要（名称、所在地、処理能力が記載されたもの）」、「受入後のプラスチック資源の処理フロー図」等の必要資料を区に提出すること。また、履行期間中に変更等が生ずる場合には、事前に届け出ること。

15 立入検査等

区は、受託者に対して、プラスチック資源の作業内容及び各種報告書並びに伝票内容について、予告なく立入検査を実施することができ、受託者はこれを拒んではならない。区が同伴してきた者に対しても同様に受入れること。

16 安全管理

- （１）受託者は、業務の履行に際して事故などの発生を防ぐための安全措置を十分に講じ、万が一業務の履行に際して事故等が発生した場合は、直ちに区に報告すること。
- （２）受託者は、業務の履行に際して受託者の責めに帰すべき理由により、区または第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- （３）受託者の責に帰すべき理由により事故が発生した場合、区は何ら責任を負わないものとする。

17 禁止事項

受託者は、契約の履行に際して次に該当する行為をしてはならない。

- （１）受託者が、区または区が委託する事業者が搬入したプラスチック資源を持ち出し、または他の用途に使用すること、並びにそのような行為に協力及び黙認をしてはならない。ただし、区の承諾を得たときは、この限りではない。
- （２）搬入量、搬入回数、搬入時刻、資源物の種類や数量の改ざん等、虚偽の報告をしてはならない。
- （３）受託者は、本業務中に知り得た事項を区の許可なく公表し、または、利用してはならない。
- （４）その他、本業務の遂行に当たり、区の禁止する行為を行ってはならない。

18 機密保持

本契約において業務上知り得た相手方の機密情報を第三者に漏洩し、開示し、或いは、本契約の目的以外に使用してはならない。なお、本契約に基づく機密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

19 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- （１）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- （２）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- （３）できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

20 障害者差別解消法の遵守

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

21 道路交通法等の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

22 その他

- (1) 本業務に関連する法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (2) 本事業の実施にあたり、業務全体の効率性及び流通動向などについて随時、情報提供などを行うこと。これをもとに区と受託者により協議を行いより一層の効果的な再資源化等を図るように努めること。
- (3) 施設見学会など、区のリサイクル事業に積極的に協力すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、その他不明な点について疑義の生じた場合は、区と協議のうえ決定する。

23 担当

環境清掃部清掃リサイクル課